



議案第九十五号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十九年九月二十四日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和四十八年十月三朝町条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「（以下「扶養義務者」という。）」を削る。

別表の第一号を次のように改める。

一 七十歳以上の者

別表の第三号を次のように改める。

三 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）別表に定める程度の廃疾の状態に

ある者で六十五歳以上のもの

別表の第五号を第六号とし、同表第四号中「で、その者及びその者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年又は前前年の所得が規則で定める額以下のもの」を削り、同号を同表第五号とし同表第三号の次に次の一号を加える。

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定に
より交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者と
して記載されている者で六十五歳未満のもの

附 則

この条例は、昭和四十九年十月一日から施行する。